

取締役、監査役等、投資者等の皆様へ

被監査会社の取締役・監査役等と会計監査との関係については、会社法や、コーポレートガバナンス・コード等の関連規程等により、整備が進められているところである。一方で、上場会社では、例えば海外グループ会社における不正会計の問題が依然としてみられている。

経営者には財務諸表の作成と内部統制を整備・運用する責任があり、その職務執行は取締役会に監督され、監査役等に監査される必要がある。また、取締役・監査役等は、投資者保護や資本市場の信頼性確保の観点から、財務諸表等に保証を与える会計監査人を評価・選任するとともに、高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保や、会計監査人との連携など、適正な会計監査の確保のために、その責務を果たすことが強く期待されている。

被監査会社の株主など市場参加者にとっても、取締役・監査役等が適切に会計監査人を評価・選任し、適正な会計監査の確保を通じ、企業の適正な財務情報が継続的に開示されることは重要である。

特に、令和3年3月期から監査人が実施した監査の透明性の向上と監査報告書の情報価値を高めることを目的として、監査報告書において「監査上の主要な検討事項（KAM）」の記載が開始されており、監査人と監査役等との連携・コミュニケーションや経営者との議論を更に充実させ、より一層効果的な監査の実施につなげていくことが期待されている。また、令和5年3月に改訂された監査法人のガバナンス・コードにおいて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が、会計監査の品質の向上に向けた取組などについて会計監査人と積極的に意見交換を行い、当該意見交換から得た有益な情報などを組織的な運営の改善に向けて活用されることが期待されている。

このようなことを踏まえ、本事例集では、上場会社等の取締役・監査役等や投資者等に対する監査に関する参考情報の提示という観点から、審査会検査で確認された幅広い指摘事例ができるだけ分かりやすく記載している。そのほか、監査事務所の改善取組などにおいて評価できる取組例も取り入れているので、会計監査人の適切な評価のために、是非参考にしていただきたい。